

議第52号

高山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

高山市税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要し議会を招集して議決を経る時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日提出

高山市長 田 中 明

高山市条例第45号

高山市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

高山市長 田 中 明

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p>
<p>(種別割の税率)</p> <p>第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第95条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.</p>

額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第103条 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等に対しては、種別割を減免する。

(1) (略)

(2) 次に掲げる軽自動車等（1台に限る。）で、規則で定めるもの

ア 身体障害者福祉法又は戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の適用を受けている者で歩行が困難なもの（以下「身体障がい者」という。）が所有し、かつ、当該身体障がい者が専ら運転する軽自動車等又は当該身体障がい者が所有し、かつ、当該身体障がい者と生計を一にする者又は当該身体障がい者（身体障がい者のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者（身体障がい者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が専ら当該身体障がい者の通学、通院、通所若しくは生業のために運転する軽自動車等

イ～エ (略)

8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第103条 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等に対しては、種別割を減免する。

(1) (略)

(2) 次に掲げる軽自動車等（1台に限る。）で、規則で定めるもの

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の適用を受けている者で歩行が困難なもの（以下「身体障がい者」という。）が所有し、かつ、当該身体障がい者が専ら運転する軽自動車等又は当該身体障がい者が所有し、かつ、当該身体障がい者と生計を一にする者又は当該身体障がい者（身体障がい者のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者（身体障がい者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が専ら当該身体障がい者の通学、通院、通所若しくは生業のために運転する軽自動車等

イ～エ (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、第1号及び第3号のものにあつては、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の第1号から第8号までに掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、第3号のものにあつては、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をし、第2号及び第4号のものにあつては、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者、身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）と生計を一にする者又は身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、第1号及び第3号のものにあつては、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の第1号から第8号までに掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、第3号のものにあつては、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をし、第2号及び第4号のものにあつては、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者、身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2

申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(12) (略)

(13) 運転免許証の番号、交付年月日、有効期限及び運転免許の種類並びに条件が付されている場合には、その条件

(14) (略)

4 (略)

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 (略)

2～12 (略)

第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第95条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(12) (略)

(13) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件

(14) (略)

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

5 (略)

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 (略)

2～12 (略)

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

14・15 （略）

（読替規定）

第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第156条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

13・14 （略）

（読替規定）

第25条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第156条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の高山市税条例（次条及び第4条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第95条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(高山市宿泊税条例の一部改正)

第5条 高山市宿泊税条例(令和6年高山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあつては、宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第10条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあつては、宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>2~5 (略)</p>